

令和4年3月18日



## 箱根町記者発表資料

### 町立観光施設等の利用料の一部をウクライナへ寄付します

#### 1 概要

この度、世界の平和と安定を希求する国際観光地である箱根は、激化する攻撃で苦しめられているウクライナの市民を支援するため、下記期間中の町立観光施設等の利用料(入園料)の1/2を、ウクライナに届けることにしました。

#### 2 対象となる期間

令和4年3月22日(火)(まん延防止措置解除日)から31日(木)までの10日間

#### 3 対象となる観光施設

- ①箱根町立森のふれあい館
- ②箱根ジオミュージアム
- ③箱根湿生花園
- ④箱根関所
- ⑤箱根町立郷土資料館

#### 4 町長コメント

ロシアによるウクライナへの侵略は、自由と民主主義を踏みにじるもので、絶対に許せるものではありません。多くの市民が故郷を追われ、危険にさらされ続けていることを思うといたたまれない気持ちでいっぱいです。町では、観光立町の立場から少しでもウクライナのためにできることはないかと考え、このような取り組みをすることとしました。少しでもウクライナの方々の力となれば幸いです。

#### 5 その他

寄付先及び寄付額については、対象期間終了後改めて記者発表いたします。

照会先

箱根町企画観光部観光課観光係 担当 遠藤

電話0460-85-7410

E-mail [Web\\_kankou@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:Web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp)